

# 西部地区生徒指導担当者等 連携交流会

2月4日（木）に開催しました

キーワード  
生徒指導で  
つながる

西部教育局では、生徒指導の取組の実情やこれからの方向性について「チーム西部地区生徒指導」で気軽に意見交換をしたり、連携について共に考えたりしていただくために、2月4日（木）に標記の会を開催しました。



15:05 ~

その1

西部地区の問題行動の実態を、いじめ問題を切り口に解説！

話題提起「西部地区におけるいじめの認知および早期発見・早期対応について」

「いじめの定義」の再確認

いじめ防止対策推進法第2条から抜粋(平成25年法律第71号)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

かつて盛り込まれていた「一方的に」「継続的に」「深刻な」という言葉は削除されている。

積極的な認知  
(定義に合うものは全て)

\* いじめを深刻化させない  
\* 子供の命を守る

安心・安全な学校づくり

15:20 ~

その2

問題行動に対する早期対応について、事例研究を通して意見交換！

事例研究「問題行動への具体的な対応について」

後半は、学校の困り感や悩みをもとに、具体的な事例についてグループで協議しました。異なる郡市の小中学校の生徒指導担当者同士による事例検討は、それぞれの立場の意見を聞くことにより、これまでの指導や見取り、分析の幅を一層広げる貴重な機会となりました。



事例

「学校に近くのコンビニから電話がかかってきた。うちの学校の子どもが万引きをしたらしい。店長は、『警察沙汰にはしたくないので、防犯カメラで本人確認して学校で指導してほしい。』という。どのように対応すればよいか。」

事例

「中2のA子は母親と2人暮らし。母親は仕事の関係で夜の帰りが遅いため、A子は夜を一人で過ごすことが多く、夕食も食べたり食べなかったりしているらしい。最近、A子は何かとイライラしており、昨日は友だちのB子を殴り、打撲を負わせた。今後、どのような対応が考えられるか。」

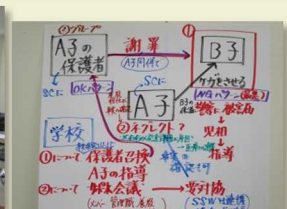


事例研究 についてのワンポイント

・店の依頼で防犯カメラの確認をすることは、個人情報保護法に反する恐れがある。

事例研究 についてのワンポイント

・外部機関との連携...どのことについて、どの機関とどのように連携するとよいか具体的に考える。



参加者の声

- ・学校としてどのように対応していくべきなのか、小中それぞれの考えを聞くことができ、とてもよかった。(中)
- ・具体の事例について、小中学校の先生方と意見交換ができ、外部機関との連携について理解を深めることができた。
- ・問題事例を図式化することによって、いつ誰がどのような対応をしていこうかが明確になった。(小)
- ・事例研究で中学校や他郡市の先生方の話が聞けて、とても参考になった。(小)

